（様式１）

静岡共同利用機器センター ゲノム機能解析部 利用登録申請書

令和　　年　　月　　日

　静岡共同利用機器センター長　殿

利用責任者　所　属

　　　　　　職　名

　　　　　　氏　名

　　　　　　内　線

　　　　　　E-mail

静岡共同利用機器センターゲノム機能解析部利用要項に基づき下記のとおり申請します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用登録年度 | | | | 研究課題名又は教育訓練目的（複数の記入可）  (遺伝子組換え実験を伴う利用の場合は、安全委員会で承認された課題名を記入。) | | | | | | |
| 令和 | |  | 年度 |
| 遺伝子組換え実験を  伴う利用（※注１） | | | | □ 伴う　　□ 伴わない | | （伴う場合）  安全委員会の承認番号 | | |  | |
| 特殊実験室の利用希望 | | | | □ 有　　　□ 無　　（様式２を参照のこと） | | | | | | |
| 利用する設備機器 | | | | 利用者一覧（様式１-２）に記載のとおり | | | | | | |
| 支払い予定経費区分  （※注２） | | | | □運営費交付金　□科学研究費（研究種目　　　　課題番号　　　　　）  □受託研究費（契約期間　　～　　）　□共同研究費（契約期間　　　～　　　） | | | | | | |
| 利用者 | 氏　　名 | | | ふりがな | 所属（正式名で記入） | | 職名・学年等  （※注３） | 個人番号　又は  学籍番号 (※注４) | | 学研災付帯賠償責任保険の加入  (※注５) |
|  | | |  |  | |  |  | | □  □  □  □  □  □  □  □  □  □  □  □  □  □  □ |

（注１）実際に遺伝子実験棟で遺伝子組換え実験を行う場合に「伴う」にチェックすること。その場合、「遺伝子組換え実験従事者認定カード」（静大様式２）を添付すること。

（注２）科学研究費補助金、受託研究費及び共同研究費による支払いには、内部取引による制限があるので留意すること。

（注３）翌年度の申請をする場合は、新学年で記入すること。

（注４）個人番号又は学籍番号欄には、８桁の番号を記入すること（教職員：個人番号　学生：学籍番号）。

（注５）利用者は、学研災付帯賠償責任保険に加入すること（□にチェックを入れる）。

（注６）「利用者一覧」（様式1-2）を併せて提出すること。

（注７）機器の搬入・搬出を伴う場合は、「静岡共同利用機器センター ゲノム機能解析部 機器搬入・搬出申請書」（様式5）を併せて提出すること。ただし、搬入機器はゲノム機能解析部の業務に支障が出る際には移動させることができるもののみとする。

（注８）申請書の内容に変更が生じた場合は直ちに再提出すること

（様式１-２）

利用者一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 氏　名 | 内線 | E-mail |
| 利用機器 | | |
|  | 氏　名 | 内線 | E-mail |
| 利用機器 | | |
|  | 氏　名 | 内線 | E-mail |
| 利用機器 | | |
|  | 氏　名 | 内線 | E-mail |
| 利用機器 | | |
|  | 氏　名 | 内線 | E-mail |
| 利用機器 | | |
|  | 氏　名 | 内線 | E-mail |
| 利用機器 | | |
|  | 氏　名 | 内線 | E-mail |
| 利用機器 | | |
|  | 氏　名 | 内線 | E-mail |
| 利用機器 | | |
|  | 氏　名 | 内線 | E-mail |
| 利用機器 | | |
|  | 氏　名 | 内線 | E-mail |
| 利用機器 | | |
|  | 氏　名 | 内線 | E-mail |
| 利用機器 | | |
|  | 氏　名 | 内線 | E-mail |
| 利用機器 | | |
|  | 氏　名 | 内線 | E-mail |
| 利用機器 | | |
|  | 氏　名 | 内線 | E-mail |
| 利用機器 | | |
|  | 氏　名 | 内線 | E-mail |
| 利用機器 | | |

（注１）利用機器欄には、「静岡共同利用機器センター ゲノム機能解析部利用に伴う経費負担」（別紙）の機器類利用料の機器名を記入すること（複数可）。利用機器が多数の場合には番号でも可。基盤設備（純水・超純水製造装置、製氷機、分光光度計、ゲル撮影装置、遠心濃縮器、微量冷却遠心機等）を利用する際にはこれも記載すること。

（注２）ここに申請した機器類の利用料金は利用のなかった場合にも半期分を徴収する。